

令和3年第4回定例会文教福祉委員会会議録

令和3年11月26日

10時01分～12時19分

全員協議会室

出席者氏名

石嶋 照幸 委員長	大野みどり 副委員長
久米原孝子 委員	櫻井 速人 委員
金剛寺 博 委員	山村 尚 委員
加藤 勉 委員	岡部 賢士 委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	福 祉 部 長	清宮 恒之
健康づくり推進部長	岡田 明子	教 育 部 長	木村 博貴
社会福祉課長	藤ヶ崎 聡	生活支援課長	下沼 恵
こども家庭課長	蔭山 大三	介護福祉課長	佐々木英一
健康増進課長	岡澤 幸代	新型コロナウイルス対策課長	飯田 啓司
健幸長寿課長	友信 勝美	保険年金課長	沼尻 正宏
スポーツ都市推進課長	足立 典生	教育総務課長	中村 兼次
文化・生涯学習課長	国松 美浩	指 導 課 長	本橋 聡
学校給食センター所長	岩井 務	文化・生涯学習課長補佐	山西 猛士 (書記)

事 務 局

課 長	松本 博実	副 主 幹	大森 由香
-----	-------	-------	-------

議 題

議案第2号 龍ヶ崎市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例について
議案第3号 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例について
議案第4号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第10号)の所管事項
議案第8号 令和3年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第9号 令和3年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第10号 令和3年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第11号 令和3年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第9号))

○石嶋委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため、1時間を目安に休憩を取りながら会議を進めて参ります。

また、説明員につきましては、「新型コロナウイルス感染症拡大に係る対応方針」に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第7号の所管事項、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、報告第1号の所管事項、以上10案件になります。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭にまた質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても答弁はポイントを絞り簡潔にお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

はじめに、議案第2号 龍ヶ崎市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、議案書2ページをお開きください。

議案第2号 龍ヶ崎市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例について、ご説明をいたします。

総合福祉センターは、在宅高齢者デイ・サービスセンターが平成29年3月をもって廃止となり、また身体障がい者デイ・サービスセンター事業も障がい福祉制度の転換により、現在は、社会福祉協議会による運営となっている状況でありまして、現行条例が実態とそぐわない内容であることから見直しを行い、現状の運営に即した内容に改正するものです。

合わせて、デイ・サービス等が廃止されたことにより、空きスペースとなった居室について、高齢者団体等の団体利用ができるよう改正するものでございます。

主な改正の内容を申し上げます。

まず第3条の施設でございます。

現行条例では、総合福祉センターに置く施設として、高齢者福祉センター、在宅高齢者デイ・サービスセンター、身体障がい者デイ・サービスセンターの3つが定義されておりましたが、このうち2つのデイ・サービスセンターは廃止されております。

現在は身体障がい者デイ・サービスセンターに変わりました。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所あざみが社会福祉協議会の事業として運営されております。

今回の改正では、総合福祉センター内で利用者が実際に利用できる各居室を施設として定めまして、個人と団体に利用できる施設を区別できるように改めるものでございます。

次に第6条です。開館時間及び休館日でございます。

現行条例では、午前9時から午後4時30分となっている開館時間について、利用者ニーズを反映し、午前9時から午後5時までとしようとするものでございます。

次に第7条の利用者になります。

現行条例では、利用者の定義に関する条項はありませんでしたが、今回の改正で個人利用できる施設と団体利用できる施設を区別するため、新たに利用者について定めた条項を追加しようとするものです。

少し飛びまして、次に第13条の指定管理者が行う業務の範囲等でございます。

実際に指定管理者が行っている業務の範囲が現行条例の内容では不十分なことから、実態に沿った内容に改めようとするものでございます。

最後に第8条に規定する別表でございます。

現行条例では、廃止された在宅高齢者デイ・サービスセンターの使用料の記載が残されたままとなっていましたのでこれを削除いたします。

また、個人利用と団体利用を区別するため、施設の居室ごとに使用料を表記するものでございます。

今回の条例改正については以上ようになります。

○石嶋委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

今回の条例改正は、現条例の全面的な改正になっており、主な違いは部長から説明があったところですが、比べてみると現条例の第3条の施設の部分と第5条の開館時間の問題と休日の問題も違うと思います。また、新しく追加されたところでは、第7条の利用者に関する規定の部分、その他いくつか追加された部分もありますが、主なところは説明がありましたけど、現条例と実態が異なる部分と新条例で新たに追加された部分について再度お聞きいたします。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現行条例で実態の異なる条文につきましては、第3条の施設の条文でございます。

現行条例では、高齢者福祉センター、在宅高齢者デイ・サービスセンター、身体障がい者デイ・サービスセンターの3つの施設を置くとして定めておりましたが、このうち在宅高齢者デイ・サービスセンターは平成29年3月に廃止されております。また、身体障がい者デイ・サービスセンターについては、これまで何度かの法改正を経まして、制度が変わり、現在は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所あざみとなり、社会福祉協議会の事業として運営されており、身体障がい者の方へ生活サービスを提供しているものでございます。

今回の改正では、この3つの施設に変わり、総合福祉センター以外で利用者が実際に利用できる各居室を施設として定め、個人と団体に利用できる施設を区分できるよう改めるものです。

次に第6条の開館時間及び休館になります。

現行条例では開館時間は午前9時から午後4時30分となっておりますが、利用者ニーズを反映し市長の承認を経まして、令和元年より30分延長し、午前9時から午後5時までに変更して運営しております。

今回、現状の時間に合わせ、条例上も午前9時から午後5時までに改正するものでございます。

改正のポイントとして、大きく2点になりますが、いずれにしても実態に沿った内容に改めるとともに具体的な表記を行い、より基準を明確にしたイメージであります。

次に、新条例で新たに規定された条文とその内容でございます。

新条例で新たに規定された条文としては、第7条の利用者になります。

現行条例では、利用者の定義に関する条文はありませんでしたが、今回の改正では、浴室、健康器具室、集会室は個人が利用できる施設、教養娯楽室や多目的室、会議室は団体のみ利用できる施設として区分するため、新たに利用者について定めた条文を追加しております。

この改正で新たに団体での利用を明文化したことにより、今後は個人だけでなく、多くの団体に利用していただき、質の有効活用を図るとともに、高齢者の健康増進に対する様々な取組が展開されることを期待するものでございます。

以上になります。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

もう1点、休館日についてお聞きします。現行条例だと休館日は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、並びに年末年始となっておりますが、新しい条例の休館日は日曜日及び年末年始の休みだけとなっております。現状ではこういった具合になっておりますか。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現状も新しい条例のような状況です。

○石嶋委員長

他ありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

現状に即した内容にするために、変更点をご説明いただいて理解できました。

今回の変更点ではないところで、疑問に思ったので教えていただきたいんですが、第4条で高齢者等（60歳以上の者をいう。）ということで、60歳で高齢者を定義されており、実態がそうだと思いますが、この考え方についてお聞かせください。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

高齢者を60歳とする定義は、現在の総合福祉センターには龍ヶ崎市長寿会連合会の事務局が置かれており、この長寿会の会員資格について、概ね60歳以上となっています。

高齢者につきましては、国連のWHOの定義で一般的な傾向は65歳以上が高齢者という考えがあります。現状においては、今後も長寿会の施設の利用なども考慮し、これまで通り60歳としたところがございます。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

長寿会等の利用が多いということで、これに関しては引き続き60歳以上と区別して利用できるということでしょうか。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

はい。

これまで通り60歳以上を基本とするということです。

○石嶋委員長

他ありませんか。

山村委員。

○山村委員

今回、高齢者団体や社会福祉団体等の活動のためにこの場所を使えるようにするということですが、現時点でも社会福祉団体の方は使われているのでしょうか。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現在も長寿会活動などで長寿会の皆様が使用されております。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

今後、それ以外の社会福祉団体は、どのような団体が使われることを想定されていますか。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現状は、60歳以上の高齢者と考えておりましたが、団体利用については、基本的に今後規則で定めることと考えておりますが、一定程度、60歳以上の方が含まれている団体を利用の対象と考えています。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

幅広くいろんな方を受け入れるということですね。

以前、施設を見させていただいた時にだいぶ空いているスペースがあって利用されていないような部屋もあり、上手く活用できているのかなと思ったんですけど、実際、十分機能はしているのでしょうか。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

現条例では、公に貸すことが定義されておりましたので、貸りる方があまりいなかったという認識でおります。

今後、条例化しますので団体の方に広く使っていただけたらと考えています。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

せっかく立派な施設があるので多くの方がたくさん使えるように、よろしくお願ひします。

○石嶋委員長

他ありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第3号 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例についてです。

この条例につきましてもは現在、城南中学校の余裕教室を活用して運営しております、「障がい児通所支援事業所つぼみ園」を来年4月より公立の八原保育所脇の市有地に整備するため、新たに設置及び管理に関する条例を定めようとするものです。なお、移転に伴い、事業所名を「こども発達センターつぼみ園」と変更しまして、より親しみやすく、より利用しやすい療育環境を提供したいと考えているところです。

それでは、条例案の主なところをご説明させていただきます。

まず第3条です。これは、つぼみ園が担う事業についてです。

第1項第1号並びに第2号の通り、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスに関することを事業内容としております。

次の第4条です。園長その他必要な職員についてです。

ここで、その他必要な職員ですが、つぼみ園は県の指定を受けた事業所のため、所定の人員配置基準を満たす保育士や児童指導員のほか、機能訓練のための職員等の配置を想定しているところです。

一つ飛びまして第6条です。利用者についてです。

つぼみ園は児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る通所給付決定が必要となりますので、こちらを規定しているものです。

次の第7条につきましては、利用の申込みについてですが、その通所受給者証を提示の上、申込みが必要であることを規定したものです。

次の第8条です。利用の制限についてです。

第1項第1号並びに第2号のいずれかに該当するときは、利用の制限または利用の停止をさせることを規定しております。

次の第9条です。利用者負担額についてです。

児童福祉法に規定する額の負担をお願いするものです。

二つ飛びまして最後の付則についてです。

本条例の施行期日を令和4年4月1日と定めております。

また、障がい児通所支援事業実施条例の廃止、経過措置準備行為のほか、重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例、別表第1に龍ヶ崎市こども発達センターを加えることを規定しているものです。

説明については以上です。

○石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山村委員。

○山村委員

二つほど確認させてください。

以前も質問があったかもしれないですが、今回移転することで場所が問題になるご家庭がないのかなと思っていて。移転することによって、相談や悩み事とかそういったことは聞かれますか。

○石嶋委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

○藤ヶ崎社会福祉課長

八原保育所脇の今回整備を予定している場所の問題についてです。

昨年の11月に当時つぼみ園を利用されていた約200名に対して、移転することと移転する場所の問題に関してアンケートを行わせていただき、およそ98～99%の方から同意をいただいております。ただ、数名の方が交通機関等の問題で今よりも不便になる方がいらっしゃることは事実ですので、コミュニティバスのご紹介やそういったところで個別にご相談に応じたという経緯がございます。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

実際に1～2%の方が利用困難というご回答でしたけど、これから運用が始まっていくに従って、いろんな問題も出てくるかと思うので定期的に相談を受けて改善の方向でお願いいたします。

あと、つぼみ園に関して、前回子ども子育て会議があったときに、幼稚園や保育園の先生から困ったことというお話があったと思います。基本的に障がいを持った方というのは、つぼみ園で様々な状況を把握できているそうですが、すべてのお子さんがつぼみ園に行っているわけではなく、状況が把握できておらず、小学校に入学したり或いは幼稚園、保育園に入園するときに、人員の手配をしなきゃいけないけど、そこで人員が手配できなくて困ってしまったというご相談が会議であったと思いますが、その辺りは何か対応されてますか。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

先日の子ども子育て会議の中で別の委員から出た内容だったと思うんですけども、子ども子育て会議以降、具体的にすべての園に対して人員配置の要請等は行っておりません。というのは、看護師や保育士の拡充についてはすべての園でそういったお子さん

を受け入れられるかどうかというのは、人員の部分が非常に大きいところがございますので、実際に対応できている園も市内にございます。そちらについては、今後も継続的にお子さんの受け入れをお願いしていくお話を子ども子育て会議以降にさせていただいた経緯はございます。

○山村委員

ありがとうございます。

つぼみ園という関係から今の質問をさせていただきました。

○石嶋委員長

他ありませんか。

別がないようですので採決いたします。

議案第3号 本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、議案書10ページ及び新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第4号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

この条例につきましても、原則0歳から2歳児までが利用できる家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を市内で設置運営するための基準を定める条例です。

当市におきまして、当該条例を定めるにあたって従うべきまたは参酌すべき基準となる厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、市条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、事業所が作成したり記録したりするものや、事業所等保護者等の手続きに関するものに関して書面によることが規定または想定されているものについては書面等を書いて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加しようとするものです。

説明は以上です。

○石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別がないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の11ページ、新旧対照表の2ページをお開きください。

改正内容は2点となります。

1点目は、条例第7条第1項に規定する出産育児一時金について、本体部分の金額40万4,000円を4,000円増額して40万8,000円に、掛金に相当する金額として規定している1万6,000円を4,000円減額して1万2,000円にそれぞれ改めるものでございます。

これは分娩に関連して重度脳性麻痺になった子とその家族の経済的負担の補償等を目的とした産科医療補償制度の一部が令和4年1月から見直されることによるものです。

その見直しの中で同制度加入の分娩機関が支払う掛金が令和4年1月1日以降の出生分から1分娩当たり現在の1万6,000円から1万2,000円へ4,000円減額され、一方でその減額分については少子化対策の観点からそのまま本体部分の増額に充てられるということになりました。当該手当金の総額42万円は変わらずに、その内訳が変わるものです。

改正内容の2点目です。

条例付則で規定している新型コロナウイルス感染症の定義について定義を具体的に書きおろす形から引用規定に改めるものです。

現在では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に定義規定があることからその記載に改めるものです。

○石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

第7条の改正部分について、出産一時金の総額は変えないでということは賛成ですけど、掛金の方に関わる産科医療補償制度が来年の1月から改正になっており、こちらの改正点と、説明で補償されるのは重度の脳性麻痺が発症した場合にということでしたが、この重度がどういう規定になっているのか、補償金はどういう形で支払っているのか併せてお伺いします。

○石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

まず、この制度の来年1月からの改正点についてお答えいたします。

主な改正点は2点です。

1点目は、議案第5号の条例改正の理由となるところですが、この制度の掛金が、1分娩当たり1万6,000円から1万2,000円に下がるという改正となります。

2点目が、この制度の補償の範囲を規定する3つの基準の一部改正です。

この産科医療補償制度の範囲の基準には、補償対象基準、除外基準、重症度基準の3つがありまして、その中の補償対象基準が今回改正されます。

具体的に申し上げますと、現在の補償対象基準には2つの審査項目すなわち、1つ目が、出生体重が1,400グラム以上であり、かつ在胎週数が32週以上とする一般審査、もう1つは在胎週数が28週以上であり、所定の低酸素状況の要件を満たすものとする個別審査の二つがありますが、これらが来年1月1日以降の分娩から在胎週数が28週以上であることに一本化されます。

この2つが今回の改正点でございます。

なお、この補償の範囲を規定する3つの基準のうち残る2つ。

除外基準と重症度基準についてもご説明いたします。

まず、除外基準というのは、発症した脳性麻痺が先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であることとされます。

重症度基準はご質問の答えにもなるんですけども、補償される脳性麻痺の重症度につきましては、身体障害者手帳1級または2級相当の脳性麻痺とされております。この身体障害者手帳1級または2級相当の内容につきましては、身体障害者福祉法施行規則別表第5号となりまして、身体障害者障害程度等級表に詳細が規定されております。

最後に補償金の支払いでございます。

補償金の総額は3,000万円です。うち準備一時金として600万円、補償分割金として、毎年120万円が0歳から19歳まで20年間毎年支給されます。

以上でございます。

○石嶋委員長

他ありませんか。

別になさうです。採決いたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計一般会計補正予算（第10号）の所管事項について執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

議案第7号 令和3年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第10号）についてです。

そのうち、文教福祉委員会所管の補正予算の概要につきましてご説明をいたします。
別冊1の5ページをお開きください。

上から3番目の第3表 繰越明許費補正です。

一番上の介護施設等整備支援事業ですが、こちらにつきましては今年度の県補助金の対象とするため、今回の補正予算に計上させていただきました。

支出につきましては、来年度を予定しているため明許繰越の設定をしたところです。

次に、第4表の債務負担行為補正です。

この補正につきましては、年度当初あるいは年度早期に契約の履行が必要なものにつきまして、本年度中に適切な契約手続を行うためのものです。

まず、福祉部の所管事項を申し上げます。

次の6ページをお開きください。

ページ中ほどになりますが、支援対象児童等の見守り支援にかかる業務委託契約、その下の地域ケアシステム推進事業業務委託契約、一つ飛びまして、地域活動支援センター運営業務委託契約、また一つ飛びまして、避難行動要支援者名簿システム保守業務委託契約、また一つ飛びまして、ファミリーサポートセンター運営業務委託契約、その下のさんさん館管理にかかる業務委託契約、その下の駅前こどもステーション管理運営にかかる業務委託及び賃貸借契約、また一つ飛びまして、八原保育所設備管理にかかる業務委託契約、以上8件が福祉部所管となっております。

○岡田健康づくり推進部長

続きまして、健康づくり推進部の所管のものを申し上げます。

中ほど、高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約、一つ飛びまして、国民年金システム改修業務委託契約、ずっと飛びまして、まいん「健幸」サポートセンター管理運営業務委託契約、その下、健幸マイレージシステム利用契約、その下、がん検診無料クーポン券等作成及び封入封緘業務委託契約、その下、子育て支援情報配信等サービス利用契約、その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約、次のページ、7ページの3つ目です。保健センター清掃業務委託契約です。

このうち高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約は、元気サロン松葉館の運営にかかる委託費用のうち、65歳未満利用者分として費用の5%を限度額とし、残り95%については、介護保険事業特別会計に計上しています。

同じく、まいん「健幸」サポートセンター管理運営業務委託契約は健康講座に係る費用のうち、65歳未満利用者分として10%を計上し、残り90%は介護保険事業特別会計に計上しています。

同じく、健幸マイレージシステム利用契約、こちらもシステム利用に係る費用のうち、65歳未満利用者分として50%を計上し、残り50%は介護保険事業特別会計に計上しております。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約は3回目追加接種に係る業務委託契約となっております。

○木村教育部長

続きまして、教育委員会所管になります。全部で15件ございます。

6ページ、下から8段目になります。

学童保育ルーム運営加配措置業務委託契約、次のページ中段下から、特別支援教育支援業務委託契約から一番下の学校給食センター管理にかかる業務委託契約、次の8ページ一番上の学校給食センター生ごみ処理機リース契約までとなります。

こちらは、基本的に年間契約するための事前の債務負担行為の契約となりますが、単に1年間の契約ではないものも含まれますのでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、6ページの学童保育ルーム運営加配措置業務委託契約で、こちらは単年度の契約となりますが、本体の学童保育ルームの運営につきましては、令和2年度から4年度の3か年で債務負担行為を設定して契約しておりますが、この障がい等に伴います加配措置につきましては、年度間の変動が大きいことから単年度契約としているところですので、この部分については、本体と切り分けて毎年度計上させていただいております。

続きまして7ページ、下から4段目の学校給食調理業務委託契約（令和3年度）、その下の学校給食配送業務委託契約、そして一段飛びまして、自家用電気工作物保安管理などの学校給食センター管理にかかる業務委託契約につきましては、令和4年度の単年度分だけではなくて、事務の簡素化と効率的な業務執行を考慮しまして、新学校給食センターがオープンするまでの間、令和5年7月31日までの期間を設定しております。

また、同じページ下から2段目の新学校給食センター学校給食配送業務委託契約につきましては、令和5年9月の新学校給食センター移行後の5年間の給食の配送業務委託となりますが、新センターの仕様に合わせた配送用車両の製造に期間を要しますことから年度内に契約し、円滑な新センターへの移行を図ろうとするものです。

その他の案件につきましては、年間契約するための事前の債務負担契約の設定となります。

続きまして11ページをご覧ください。

○岡田健康づくり推進部長

歳入です。11ページ一番上になります。

養育医療給付事業費負担金です。

養育医療制度の助成額のうち高額療養費制度と養育医療制度、相互間の調整を行ったものです。遡及確認の結果、平成30年度から令和2年度分に修正を行ったもので利用者への影響はありません。

○清宮福祉部長

上から二つ目の枠の中になります。

一番上の障がい者自立支援給付費です。

これは当該扶助費の増加に伴う、国負担分2分の1の補正です。

その下の障がい児施設給付費です。

扶助費の増加に伴う国負担分の増額補正でございます。

その次の生活保護費です。

生活扶助費及び医療扶助費等の支出増に伴う増額補正です。

国が4分の3の負担、市が4分の1の負担割合となっております。

○岡田健康づくり推進部長

その下、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。

国が定めた基本単価に接種回数に乗じて積算された接種費用及び時間外休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せにかかる加算部分に対する国庫負担金です。

○清宮福祉部長

次の枠、上から2段目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金です。

これは、市内にあります地域密着型介護サービス事業所の大規模修繕に対する歳出補正予算要求分の計上でございます。

内容については歳出でご説明をさせていただきます。

次の子ども・子育て支援事業費(子育て環境整備分)です。

施設に対する助成、補助金につきまして、一時預かり事業が追加となることに伴う増額補正でございます。

当該事業は国県市がそれぞれ3分の1の負担割合となっております。

一つ飛びまして、児童手当制度改正実施円滑事業費です。

令和4年6月に児童手当の一部制度改正が予定されており、令和3年度中のシステム改修等経費につきまして、補助が追記され追加されることに伴う増額補正でございます。

詳細につきましては歳出でご説明をさせていただきます。

○岡田健康づくり推進部長

その下です。

感染症予防事業費等補助金、こちら健康管理システム修正にかかる国庫補助金です。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、こちらは令和4年1月から3月の期間において集団接種などを実施するにあたり、追加で必要となった関連経費のうち、国庫負担金で手当される分を除く費用に対する補助金となっております。

○清宮福祉部長

次の枠になります。

一番上の障がい者自立支援給付費です。

当該扶助費の県の負担分4分の1を補正しようとするものです。

○岡田健康づくり推進部長

その下です。

後期高齢者医療保険基盤安定等、県の負担金です。

これは低所得被保険者に対する後期高齢者医療保険料の軽減措置に対し、軽減額全体の4分の3相当額が県負担金として交付されるものです。交付額の確定による増額とな

ります。

○清宮福祉部長

その次の障がい児施設給付費です。

これも県の負担分4分の1を補正しようとするものです。

一番下の枠になります。下から2行目になります。

墓地埋葬等取扱費です。

これは身寄りのない方が亡くなられた場合や、親族に葬儀執行拒否された場合に発生する死体検案書作成費用、葬儀一式費用の県負担金10分の10となっております。

次の地域医療介護総合確保基金事業費です。

これは市内に開設予定の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に対する歳出補正予算要求分の計上でございます。

内容につきましては歳出でご説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

一番上の子ども・子育て支援事業費（子育て環境整備分）です。

これは国庫補助金と同様、施設に対する補助金につきましては、一時預かり事業、幼稚園型でございますが、それが追加となることに伴う増額補正でございます。

国県市がそれぞれ3分の1の負担割合となっているところです。

○木村教育部長

その下になります。

社会教育費補助金の土曜日の教育支援体制等構築事業費です。

小学校3年生以上を対象に学校施設等を利用した土曜日の教育環境の整備に関する授業、いわゆるサタデースクール推進事業、またその下の放課後子ども教室推進事業、こちらも小学校3年生以上を対象に放課後の学校施設を活用して学習支援等を行う事業いわゆるアフタースクール推進事業の二つの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催を見合わせておまして、夏休み明けから実施しようとしておりました。しかしながら、変異株等の影響により本格的な学校再開が10月になり、感染者数は減少しておりますけれども、コロナの状況はまだまだ不透明なことから今年度の事業実施を見送ることとしたものでございます。

よって、それに伴う歳入、歳出の減額をするものです。

○岡田健康づくり推進部長

その4つ下になります。諸収入の雑入です。

ネーミングライツ収入です。

龍ヶ崎市総合体育館「たつのこアリーナ」のネーミングライツ事業による1年間の命名権料です。

令和3年10月26日付で株式会社ニューライフと、龍ヶ崎市総合体育館のネーミングライツ契約を締結しまして、12月から運用を開始します。

愛称名は、ニューライフアリーナ龍ヶ崎で契約期間は令和3年12月1日から令和8年

11月3日の5年間となります。

16, 17ページをご覧ください。

歳出です。下の箱になります。

款の民生費, 項, 社会福祉費です。

人件費につきましては, 職員手当等の執行状況に伴う補正となっておりますので, 個別の説明は割愛させていただきます。

その下になります。国民健康保険事業特別会計繰出金は特別会計への繰出金です。

○清宮福祉部長

その下の行旅死病人等一時援護事業です。

これは, 死体検案書作成費用, 葬儀一式費用, 永代供養料を増額補正しようとするものです。

一番下の生活困窮者自立支援事業です。

これは, 国庫支出金の変換分です。

令和2年度生活困窮者自立支援事業の実績確定に伴い, 国への返還金として清算するものです。

19ページをお開きください。

一番上の障がい者自立支援事務費です。

障がい者自立支援給付事業費の増加に伴う国保連への事務手数料の増加分です。

次の障がい者自立支援給付事業です。

4月からの報酬改定, また利用者や1人あたりの利用日数の増加等に伴い, 扶助費を増額するものです。

一つ飛びまして, 介護保険事業特別会計繰出金です。

これは介護保険事業特別会計における介護給付費のうち, 市が負担することとされている12.5%分と健康長寿課所管の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業分の市負担分, その他一般会計繰入金として過誤納還付金分の合計で3,130万2000円を介護保険事業特別会計へ繰り出しするために計上したものです。

○岡田健康づくり推進部長

その下です。後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。

特別会計への繰出となります。

詳細は特別会計で説明いたします。

○清宮福祉部長

その下の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業です。

本事業は国庫補助対象事業として, 龍ヶ崎市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱に基づき, 市が交付するものとなっております。

対象とする事業は, 認知症高齢者グループホームにおける利用者等の安全確保の観点から老朽化に伴う大規模修繕にかかるもので, 補助額を対象経費として限度額773万円となっているところです。

市内の認知症高齢者グループホームの事業に対して国の補助決定がなされたことから、補助は補正予算として計上したものでございます。

その下の介護施設等整備支援事業です。

本事業は、県補助金対象事業で龍ヶ崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱に基づき市が交付するものです。

対象とする事業につきましては、龍ヶ崎市第8期介護保険事業計画の施設の整備計画に基づき、令和4年度に民間事業者によって地域密着型特別養護老人ホーム1か所、29床を整備するものです。

補助額につきましては、1床あたり448万円で1億2,992万円となります。

この度は、公募により令和3年3月に決定した事業者に補助するため、補正予算として計上したものです。

○岡田健康づくり推進部長

その下です。医療福祉事業（単独分）です。

上半期の実績に伴う給付費の増額となっております。

○清宮福祉部長

一番下の枠になります。上から2番目の児童福祉事務費です。

子育て支援に関する情報誌、子育てガイドブックの発行にかかる印刷製本費です。

これまで企業等の広告により無料発行しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等で無料発行が困難になったことに伴い、増額補正しようとするものです。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金です。

これは、つぼみ園の整備時期に遅れが生じたため不要となった施設清掃や施設警備委託料の減額等に伴う補正です。

次の子ども・子育て支援事業（補助分）です。

補助金である一時預かり事業は、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園を利用する在園児を通常保育時間の終了後や、長期休暇時に一時的に預かり必要な保育を行う事業で、その事業の実施に要する経費について施設に対して補助金を交付するものですが、市内1施設と市外1施設の合わせて2施設から当該補助金の活用の申し出があったことから増額補正しようとするものです。

一番下のこどもまつり開催事業についてです。

こどもまつり開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視して参りましたが、開催見送りということに伴い、事業費全額を減額補正しようとするものです。

次の21ページをお開きください。

一番上の障がい児施設給付費です。

これは、障がい児施設給付費につきまして、利用者数や1人当たりの利用日数の増加等に伴い、その差額を増額しようとするものです。

次のありがとうアクションこども新生活応援事業です。

コロナ禍における18歳未満のお子さんの新生活を応援するため、1人当たり5,000円の

商品券を配布して参りましたが、事業確定に伴い減額補正しようとするものです。

負担金、補助及び交付金は、龍ヶ崎市商工会への交付金6,920万円のうち、不用額の返還等に伴い、減額補正しようとするものです。

次の児童手当支給事業です。

令和4年6月から児童手当の一部制度改正が実施されることに伴い、改正の対応に要する経費について増額補正をしようとするものです。

改正内容は、毎年提出が必要であった現況届が省略されることと令和4年10月支給分から特例給付の支給に係る所得上限限度額が設定されるものです。

委託料は、制度の一部改正に対応するためのシステム改修費です。

次の枠です。2番目の生活保護適正実施推進事業です。

令和2年度生活保護適正実施推進事業の実績確定に伴い、国への返還金として精算するものです。

次の生活保護扶助費です。

被保護世帯及び人員の増加傾向に伴い、生活扶助費、医療扶助費、住宅扶助費、介護扶助費を増額補正しようとするものです。

償還金、利子及び割引料につきましては、国庫支出金の返還金です。

令和2年度生活保護扶助費の実績確定に伴い、国への返還金として精算するものです。

一番下になります。災害援護事業です。

これは、東日本大震災に係る貸付金の償還金ですが、今年度の償還額が確定したことにより不用額を減額するものです。

次の23ページをお開きください。

○岡田健康づくり推進部長

こちらからは衛生費になります。保健衛生費です。

3番目の保健衛生事務費です。

3点の健康管理システム修正費用の合計となります。

1点目は、健診データ標準化に伴い、自治体が中間サーバーに登録するための標準レイアウトに整備するためのシステム改修費、2点目は、自治体が円滑に健診結果を受け取るためのシステム整備費、3点目は新型コロナワクチン接種歴管理のためのシステム改修費用です。

その下です。妊産婦健康診査等事業です。

令和2年度の産後ケア及び産婦健康診査の実績確定に伴う返還金です。

その下、養育医療給付事業は、令和2年度未熟児養育医療等国庫負担金の精算に伴う返還金です。

一つ飛ばしてその下になります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

職員手当については、新型コロナワクチン対策課職員の一般職員時間外手当の不足分です。

その下の役務費については、国保連合会への事務手数料の不足分、追加接種に係る集団接種従事者の傷害保険料の不足分となっております。

その下、委託料です。

いずれも令和4年1月から3月の期間において、3回目の追加接種を集団接種にて実施するにあたり、不足する分を計上しております。

その次の使用料及び賃借料です。

集団接種会場のたつのこアリーナメインアリーナの全面利用料金及び暖房料金となっております。

28, 29ページをご覧ください。

○木村教育部長

教育費になります。

中程、新型コロナウイルス感染症緊急教育対策費です。

まず、備品購入費については、先般のリモート学習の際にも大いに活用が図られました電子黒板76台を購入するものです。これにより、大型テレビを含む大型提示装置は小中学校全普通教室に設置されることになり、ICT教育のさらなる推進が図られるものと考えております。

その下、補助金になります。

こちらは小中学校の修学旅行等が新型コロナウイルス感染症の影響で中止または延期に伴う企画キャンセル料として、旅行会社または代理店から請求を受けた場合の費用を助成するものです。

小学校はあと数校、宿泊学習、修学旅行が予定されておりますが、今のところ2校で宿泊から日帰りに変更したことによる企画料が発生しております。

中学校については、すべての学校で予定通り修学旅行が実施できております。

残るは、来年1月から2月に実施予定のスキー宿泊学習となります。

その下の小学校管理費と中学校管理費における委託料、産業廃棄物等の処理です。

こちらは、愛宕中と城南中の統合準備に伴い、教室の整理をしていたところ、理科実験等で使用していた古い薬品等が大量に見つかり、その処分費に要する費用となりますが、これを機に他の小中学校にも緊急点検したところ、新たに小学校5校、中学校3校に古い医薬品が見つかったことから、合わせて処分費用を計上しております。

続きまして、30, 31ページをご覧ください。

31ページ上から2段目になります。

サタデースクール推進事業とその下のアフタースクール推進事業につきましては、歳入でご説明しましたとおり、今年度の事業を中止したことにより、運営にかかる委託料等を減額しております。

その下、文化会館管理運営費です。

こちらは本年度当初の予算におきまして、駐輪場の屋根側面の波板の交換のみを予定して、53万6,000円を予算化しておりましたが、実施にあたり改めて調査したところ、柱

や梁の錆つきや塗装のはげが見られたことから、その分の修繕にかかる費用を増額計上するものです。

○岡田健康づくり推進部長

その下の保健体育費の箱になります。

体育振興活動費です。

当初予定していたスポーツイベント等の交付金事業である、スポーツ・レクリエーションまつり開催事業、茨城県民駅伝参加事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったため、減額をするものです。

その二つ下、旧北文間小学校転用事業です。

旧北文間小学校第四期校舎を回収したスポーツサロン北文間館開設に伴う備品購入費です。主なものとして、会議用テーブル、いす、カウンター、シューズボックス、ジュニア用サッカーゴール等となります。

○石嶋委員長

休憩いたします。

午前11時10分再開の予定であります。

【休 憩】

○石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

13ページの諸収入、雑入でネーミングライツ収入についてお聞きします。

こちらは当初、令和2年2月か3月に市内4施設について最初に募集があったと記憶しておりますが、今回10月26日付で契約締結にいたったまでの経過についてもう少し詳しくご説明ください。

○石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

○足立スポーツ都市推進課長

ネーミングライツにつきましては、本市初の事業として、総合体育館、陸上競技場、野球場及び文化会館の4つの施設を令和2年2月から3月の期間で募集いたしました。

その結果、総合運動公園のみ申込者がございませんでした。

それを受けまして、令和2年6月から随時募集を行い令和3年に入りまして、株式会社ニューライフから申し込みをいただいたという経緯でございます。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

そうすると、申込は一企業からあってということで、採用するにあたっての経過をもう少し詳しくご説明ください。

○石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

○足立スポーツ推進課長

株式会社ニューライフ様から申し込みをいただきましたのが、令和3年の5月でございます。これを受けまして、事務手続きに入ったんですけれども、アリーナにつきましてはワクチン接種が入っておりましたので、名前を変えると市民の方が混乱するだろうということでワクチン接種がある程度進んだ2回目の接種が済んだ後、年末から新年にかけて調整をしたところでございます。

その間、市の内部では部長級で組織されている、ネーミングライツ事業の審査会がございます。ここで審査を経まして、最終的に市長決裁を受けて契約を決定としたわけでございます。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

ワクチン接種が市民の混乱しないように配慮され、申し入れから期間があったというご説明でしたが、審査会でどういう議論がされているのか可能ならご説明ください。

○石嶋委員長

足立スポーツ推進課長。

○足立スポーツ都市推進課長

期間については、あくまでも担当課とニューライフさんの話の中で進めて参りました。

選定は、所管が財政課でございまして、私どもが入ってない状況でございますが、そこでは、事業が履行できるのか適正性を審査し、間違いなくできるということで伺っております。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

私もこの企業の適正について特に言うつもりはないですが、今説明があった市民が混乱しないようにワクチン接種もあったということでしたが、今回4か所目のネーミングライツ事業ということで、実際市民の方の声を聞くと企業がどうこうという話ではないですけど、ネーミングライツ事業自体が市の公共施設ではなくなったみたいという意見があったり、わかりづらい等あまり良い評判でないという市民の声を聞く限りは感じてまして。

今回、談合事件という不祥事があった中で、特に市民の方は様々な疑いの気持ちが強まっているところもありまして、かといってこの事業を3年契約とか5年契約とかまだ契約期間も残っているので、これに関して今すぐにどうこうというわけではないですが、

このネーミングライツ事業自体は今後もう少し見直しも含めて更新のタイミングですとか検討が必要かなと思われま。

今回は、公共施設4か所目であり、予定していた事業は完了という認識でいますが、今後の計画はあるのでしょうか。

○石嶋委員長

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

所管ではないですが、私も財政課長だった時代に始めた事業なのでお答えいたしますと、ネーミングライツ事業自体は歳入の確保、あとは企業の方とのいろいろな事業を展開していくといった観点から始めたものですが、何分初めての事業なものですから一度やってみて色々なご意見もあるでしょうから岡部議員の言ったように更新のタイミングで今後続けるかどうか評価していかなくてはと思います。

談合の話ですが、これは談合の前から計画してやっているものなのでそちらについては考慮できないのかなと思います。

○石嶋委員長

岡部委員、議案以外のことについて発言はお控えください。

○岡部委員

はい。

談合については、市民の中で疑念の声を抱かせるような事業は今後検討したほうがいいだろうという発言をさせていただきました。

今回の補正で、たつのこアリーナに関しても契約事業としては、4か所目ありますが、市としては初めての取組でありますし、特に反対するものでもないと思っておりますが今後、市民の方の声は聞いていただきたいところで更新のタイミングとかは検討していただきたいところです。

正式名称については、龍ヶ崎市総合体育館「たつのこアリーナ」ということで、愛称がニューライフアリーナ龍ヶ崎となり、たつのこアリーナも正式名称として残るということですが、どこまでが正式名称なのか教えていただけますか。

○石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

○足立スポーツ都市推進課長

正式名称は龍ヶ崎市総合体育館「たつのこアリーナ」ということで、条例上の変更は生じません。今後、施設の看板、ホームページ、市の発行する印刷物等にこの愛称名を使用していきます。しばらくの間は市民の方が混乱を招かないように、括弧書きで龍ヶ崎市総合体育館ですとか、たつのこアリーナと入れていきたいと考えております。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

市民からは、やはり総合体育館よりたつのこアリーナという名称が定着していると思いますし、たつのこというのも愛称ではなく正式名であります。市民にとっては愛着のある言葉でもあると思うので、この辺についても正式名称で残るということですが、わかりづらくなったという市民の声はこれまでのネーミングライツ事業の中で出ておりますので、今後ご検討としてよろしく願いいたします。

○石嶋委員長

他にありませんか。

久米原委員。

○久米原委員

19ページの中ほど、01033080介護施設等整備支援事業で特別養護老人ホームが29床できるというお話でしたが、今現在の入所待ちはどの程度いらっしゃるのか教えてください。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

平成31年4月1日現在で直近のものではないですが、龍ヶ崎市の純粋な待機数は83人でございます。

○久米原委員

平成31年ですとある程度、数は変動してるとは思いますが、29床できるのである程度緩和されるのかなと思います。

もう1つ、23ページ、01041820新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、3回目の接種が始まるということで医療従事者の方には接種券が届いているというお話も伺っております。今後、進んでいく中で他市町村から越されてくる方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方の対応はどのようにしていくのかお聞きします。

○石嶋委員長

飯田新型コロナワクチン対策課長。

○飯田新型コロナワクチン対策課長

他市町村からの転入者につきましては、転入手続き時にワクチンの接種状況等の申請書を書いていただいておりますので、転入時にその方がワクチンを2回接種したかを市の方で把握しておりますので、それに基づいて8か月経つ約1か月前に接種券等を送付するという流れで予定しております。

○久米原委員

すばらしいですね。

先手先手でしっかりと対応していただき本当にありがたいなと思います。お世話になります。

ブレークスルー感染された方もいらっしゃると思うんです。そういう方たちは、3回目が普通にできるのかしっかり確認していただいて、もし相談があったときにはスムー

ズに行えるようにしていただきたいと思います。

○石嶋委員長

他ありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

何点かお聞きします。

まず1点目は先ほど、久米原委員の方からも質問がありましたが、この介護施設等整備支援事業で今回29床を作るということで一部待機者の解消になるわけですが、第8期介護保険の事業計画の中では待機者が83名ほどいて、そのうちの1つの解決策としてこの地域密着型の施設整備があり、その他に既存の施設とありましたがこの辺についてお聞きします。

○石嶋委員長

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

先ほどお話した、平成31年の4月1日現在の待機者数ですが、こちらにつきましては、今後の計画の基礎となるものでございます。

特別養護老人ホームにつきましては市内に5施設、415床として整備されているところでございます。

第8期介護保険事業計画では、令和5年度中に特別養護老人ホーム30床を民間事業者により整備することとしております。この30床につきましては、特別養護老人ホーム竜成園の短期入所施設20床のうち10床を入所施設に転換し、110床を120床にするところで。また、特別養護老人ホームときわが20床増床し、60床を80床にすることを本計画の事業として決定したところでございます。

いずれの施設も令和5年度中の開設に向け、現在、県等関係機関との協議を進めているとお聞きしております。

また、この度の地域密着型特別養護老人ホーム、市内に住所人登録6か月以上を経過した被保険者の入所者可能等につきましても、第8期介護保険事業計画に位置付けた事業となるものでございます。

市内の特別養護老人ホームにつきましては、地域密着型、広域型合わせて59床が第8期介護保険事業計画で増床されることになり、総数では474床となります。

○石嶋委員長

金剛寺委員

○金剛寺委員

次いきます。

19ページの下、子ども・子育て支援事業（補助分）の一時預かり事業（幼稚園型）について、この部分は、2021年からの保育体制充実加算分かと思いますが、先ほどの説明では補正予算に計上した分は、市内1施設と市外1施設の2施設ということでしたが、

これでいくと市内で該当する部分があるのではと思いました。

これは他の園についてはこの事業が該当しないものなのか、また申請しないものなのか、そして、市外の1施設については、市内の園児が通った分についての加算だと思いますが合わせてお伺いします。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

こちらは一時預かり事業（幼稚園型）の要件になりますけれども、市内のすべての幼稚園、認定こども園で1号認定の在園児を対象とした一時預かり事業を実施していれば補助の対象となります。

市内では、子ども・子育て支援の新制度未移行の1園を除く幼稚園3施設、認定こども園6施設でこちらの事業を実施しております。しかし、県の教育委員会部局で同様の補助制度がございまして、こちら私学助成になりますが、子ども・子育て支援事業での補助金につきましては、私学助成を活用していないことが要件となっております。また、対象となる園ですけれども、当初は、幼稚園、認定こども園のすべての施設が県の資格助成の活用を予定しておりましたけれども、市内の認定こども園1施設は私学助成から子ども・子育て支援事業の活用に変更することになったほか、市民が利用している市外の認定こども園1施設からも私学助成から子ども・子育て支援事業活用の申し出があったことから、合計で2施設に対して補助する予定となっております。また、こちらの市の認定こども園1施設につきましては、一時預かり事業において、新型コロナウイルス感染症対策を行うことから、感染症対策に要する経費につきましても補助金を交付する予定となっております。

○石嶋委員長

金剛寺委員

○金剛寺委員

細かい規定があるようでわかりました。

次行きます。21ページ。

児童手当支援事業のシステム修正のところでお聞きをしたいんですけど、現況届がいなくなった分と、2022年の10月からの法改正の部分の収入が高い親の収入年収が1,200万円超については、今回特別給付金が廃止になるという法改正があるわけで、それに伴うものだと思うんですけど。

これによる影響について、全国報道を見ると4%ぐらいの方が、廃止になると書かれていましたが、市内だと該当になる人の世帯数や児童数を現在の見込みでお伺いします。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

令和4年10月以降の改正によりまして月額5,000円、特例給付対象外の影響を受ける世

帯数、児童数の見込みでございます。

現段階におきまして、今回の改正により特例給付対象外となる世帯数、児童数の詳細な算出は現段階で行っておりませんが、国では全受給者数、児童数全体のうち4%相当が対象外になると想定しております。この国の想定に基づき、児童数のみではございませんけれども、直近の10月支給時における児童数から試算しますと、当市では320人程度が対象外になると見込まれます。この320人程度の数ですけれども、議員から先ほどご質問ございました、扶養親族等が3人の場合の上限額、1,200万円だけではなく、児童1人の場合の上限額1,124万円などをその他扶養親族との数により上限額が異なる世帯を含んだ児童数になっております。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

子どもの数によって、上限額も異なるというところがあるわけですね。

次いきます。

同じく21ページの生活保護扶助費のところですけど、ここの中身については通常ではないと思いますので、中身そのものについては結構なんですけど、コロナ禍のもとで生活保護申請が増加傾向というのが全国的な状況になってますが、当市の傾向を教えてくださいなだけだと思います。

○石嶋委員長

下沼生活支援課長。

○下沼生活支援課長

生活保護の現状につきまして、令和2年度末となる令和3年の3月末と令和3年10月末の被保護世帯数などで比較してみたいと思います。

令和3年3月末の被保護世帯数は659世帯、被保護人員は768人、保護率は10.1%に対して、令和3年10月末の被保護世帯数は683世帯、被保護人員は798人、保護率は10.5%となっています。

令和3年4月から10月まで7か月間の新規の開始件数が68件、廃止件数は47件で月平均約9.7世帯が新規開始となっており、約6.7世帯が死亡或いは転出などで廃止になっています。

その結果、被保護世帯数及び人員は前月を上回る傾向がずっと続いている状況です。

したがって、令和3年3月末と比較してみますと、この7か月間で被保護世帯数で24世帯、人員で30人、保護率で0.4ポイントといずれも増加しているのが、当市の現状となっております。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

亡くなる方も多いですが、それに増して申請件数が多いという状況なので、増える

ということだと思います。

次いきます。

23ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のところ、これは3回目のワクチン接種のための費用だと思いますが、今の国の基準でいくと2回目接種後8か月後を基準として始めると。6か月というのもありますけど、現状の8か月を基準として始めた場合、龍ヶ崎でも最初は医療従事者、次に高齢者施設、その次に高齢者という順番に接種をしてきましたので、3回目もこういう順番になるとは思いますけど、いつ頃からそれぞれ開始になるかという点と新たな接種券を出さないといけないと思いますが、その発送はどういった具合にしていくのか、最初の時は集団接種を先行していたわけですけど、今回、集団接種と個別接種の開始時期はどうなるのか合わせてお願いします。

○石嶋委員長

飯田新型コロナワクチン対策課長。

○飯田新型コロナワクチン対策課長

3回目の追加接種が可能となる時期の目安につきましては、たつのこアリーナでの集団接種への時期を基準にご説明させていただきますが、まず、選考接種について2回目の接種を令和3年4月及び5月に完了している医療従事者等の方は追加接種時期が令和3年12月及び令和4年の1月になります。2回目の接種完了日から8か月以上経過した日に接種が可能となるわけですが、医療従事者等の追加接種3回目につきましては、12月12日の日曜日、令和4年の1月23日の日曜日及び1月30日の日曜日にたつのこアリーナで接種を予定しているところです。

次に令和3年6月中に2回目の接種を完了した高齢者施設の従事者の方及び高齢者の方は令和4年2月中に2回目の接種完了日から8か月が経過する日となります。

また、令和3年7月中に2回目の接種を完了した高齢者の方や基礎疾患を有する方は令和4年3月に2回目の接種をしてから8か月以上経過する日となります。

また、令和3年8月に2回目を接種完了した高齢者以外の方は令和4年4月からとなりまして2回目の接種が完了してから8か月以上経過した日とその後令和3年9月以降に2回の接種を完了した方、同様に2回目の接種完了日に合わせて順次、希望される方が8か月後に接種を受けていただくということになります。

次に、接種券の発送についてですが、ワクチン接種については、龍ヶ崎市から発送する接種券がもちろん必要になるわけですが、2回目の接種から8か月を経過した方を対象に順次接種券を発送していきたいと考えておまして、発送時期でございますが接種が可能となる時期の前月末約1か月前までに順次発送していきたいと考えております。

次に、集団接種と個別接種は同時開始にということでございますが、基本的には1、2回目を接種した場所で接種いただけると考えておまして、一般住民接種につきましては、1、2回目の初回接種におけるたつのこアリーナでの集団接種と市内の医療機関での個別接種の開始時期が異なりましたので、3回目の開始時期も若干ですが、異なると考えております。たつのこアリーナでの集団接種は最初に2回接種完了した方が8か

月を経過する令和4年2月24日以降になりまして、市内医療機関での個別接種につきましては、最初に2回目接種を完了した方が8か月を経過する令和4年3月7日以降と考えておりますが、具体的な追加接種3回目の開始時期等については、現在龍ヶ崎医師会と協議中でございますので、今後決定していきたいと考えております。

○石嶋委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

前は同じ会場で1, 2回目の人とありますが、今回は1人1回しかないのです、人数的に少なくなると思いますが、そういう点でこの集団接種の会場はどのくらいの頻度で開かれるかお聞きします。

○石嶋委員長

飯田新型コロナワクチン対策課長。

○飯田新型コロナワクチン対策課長

おっしゃる通り、1, 2回目については、混在して毎週水木日ということでたつのアリーナの集団接種を行っていましたが、やはり3回目は1回だけの接種になりますので、毎週ではなく隔週で例えば、木曜日と日曜日とか、一般の方の接種を考えているところです。ただ、ご存知のとおり、5歳から11歳の小児の接種も考えなくてはならないということで、12歳以上の方とワクチンの種類が異なりますので、別日を設けて隔週の間に小児の接種を入れなければいけないと現在龍ヶ崎医師会の先生方と協議を進めているところです。

○石嶋委員長

金剛寺委員

○金剛寺委員

国の方針がまだ決まらない点がありますのでよろしくお願いします。

最後に1点だけ質問します。29ページ。

新型コロナウイルス感染症緊急教育対策費の備品購入費で電子黒板の追加設置の説明があり、これで普通教室全部に揃うということだったんですけど、今までの配置が例えば、何年生は共同で使うとか、学校によって違うのかもしれませんが、今までの配置がどうなったのかと、今回追加で無い教室に入れるということなと思いますけど、そういった配置計画、あと電子黒板というのは現物を私も見たことないんですけど、いろんな仕様があるとなってますので、現在龍ヶ崎市で導入している仕様、大きさインチであるとか、どんな仕様のものかについてお聞きします。

○石嶋委員長

中村教育総務課長。

○中村教育総務課長

これまでの配置の状況につきましては、金剛寺委員おっしゃった通り、2クラスに1台であったり、或いはワンフロアに2台、そういった形で配備してきました。

冒頭、部長からもご説明させていただきました通り、今回、補正予算を計上させていただいて、76台を調達させていただこうと考えております。この76台につきましては、小学校の普通教室に22台、中学校の普通教室に38台で合計60台を配備させていただこうと考えております。

特別支援学級につきましては、小学校11台、中学校に5台、合計16台を配備させていただき、これまでのリースであったり、購入と合わせて小中学校の普通学級については充足することとなりますが、特別支援学級につきましては18台不足することとなります。

年度ごとに普通学級と特別支援学級とも増減しておりますので、その辺で調整できるものは調整しつつ、今後も不足するものについては、引き続き調達して参りたいと考えております。

続きまして、仕様や活用例についてですけれども、電子黒板などの大型提示装置の画面の大きさにつきましては60インチから75インチとなっております。その他の仕様につきましては、一般的な電子黒板ということでパソコン等を接続できる部分があります。実際の授業での活用例としては、今ほど申し上げました通りパソコンを接続しましてインターネット等の動画や、デジタル教科書等を投影したり、リモート学習の際には児童生徒の状況を一括投影することやデジタル教科書を投影するなどしながら通常事業や、リモート学習の際に活用させていただいております。

今後、調達させていただいたICT機器でありますので、引き続き、通常授業等を中心に活用させていただきたいと考えております。

○石嶋委員長

他ありませんか。

櫻井委員。

○櫻井委員

別冊1の13ページ。

社会教育費補助金の土曜日の教育支援体制等構築事業費ですけれども、全体でもいえることですが、子どもたちの防犯、龍ヶ崎じゃなくても幼稚園のひたたくりみたいのが結構あったり、僕の友人の幼稚園の先生が龍ヶ崎の人なんですけど送ってくれて、そういう問題というか、防犯ですね。

近年でもコロナの影響で悲惨なニュースとか結構あるので、暗い感じになってるのかもしれないんですけれども、幼稚園とかそういう社会的に弱い人達のところに悲惨なことが起こるわけで、その中で対策はやっているのでしょうか。

○石嶋委員長

櫻井委員、幼稚園の防犯についてということでよろしいですか。

○櫻井委員

防犯というか、こどもまつり開催事業とかいろいろやってると思うんですけど、その中で子育て整備とか。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

質問の趣旨に合致するかわからないですけど、お答えさせていただきたいと思いません。

まず幼稚園、先ほどお話いただきました防犯対策とかひったくりがあった事例、そういったお話についてでございますけれども、文科省また内閣府の方から、全国各地で発生した事案につきましては電子媒体等でこちらに情報が入ってきます。その都度、各園に対して注意喚起を促すとともに、必要に応じた対策を講じていただくよう要請や周知の対応をさせていただいております。

○石嶋委員長

櫻井委員

○櫻井委員

龍ヶ崎では今ないんでしょうけれども、そういうのは突然事件があっただけからでは遅すぎますし、突然来るものなので、防犯に対して重々と準備をしていただいて、来てはいけないものですけど来てからでは遅いので、周知と対策を重々やっていただけるよう私からお願いします。

○石嶋委員長

他ありませんか。

佐々木介護福祉課長。

○佐々木介護福祉課長

先ほど金剛寺委員にご説明した件ですけども、竜成園のベッド数ですが誤って説明してしまいましたので、訂正させていただきたいと思えます。

110床を120床に増床するということでしたけれども、正しくは75床を85床に増床するということでございます。

申し訳ございませんでした。

○石嶋委員長

他にございませんか。

別のないようですので採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 令和3年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

それでは議案の別冊 1, 55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ, 249万5,000円を追加し, 歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億8,754万1,000円とするものでございます。

58ページをご覧ください。

第2表債務負担行為です。

4件の債務負担行為の限度額を設定しております。

いずれも, 令和4年度当初から履行するために, 令和3年度中の契約が必要な債務負担行為を設定するものです。

60, 61ページをご覧ください。歳入です。

款, 5県支出金, 目, 1保健給付費等交付金です。

特別調整交付金分(市町村分)です。

新型コロナウイルス感染症対策として, 本年度, 国民健康保険から支給しております, 傷病手当金に対する県の特別交付金の増額補正です。補助率10分の10です。

その下, 款, 7繰入金, 目, 1一般会計繰入金です。

職員給与費等繰入金です。

こちらは, 令和4年度から開始される予定の国民健康保険税の4方式から2方式への賦課方式の変更並びに子どもに対する国民健康保険税の均等割りの5割軽減に対応するためのシステム改修の一般会計からの繰り入れです。

もう1点は職員手当等の執行状況による人件費の補正分の繰入となっております。

その下, 款, 8繰越金です。

令和2年度の特健康診査等にかかる国庫負担金及び県負担金の返還財源として繰越金の補正を行うものです。

62, 63ページをお願いいたします。歳出です。

人件費につきましては, 職員手当等の執行状況による補正ですので個別の説明は割愛させていただきます。

その下, 国民健康保険賦課事務費です。

こちらは, 令和4年度開始予定の国民健康保険税の賦課方式の変更並びに子どもに係る国民健康保険税の均等割りの5割軽減に対応するためのシステム改修です。

その下, 傷病手当金は新型コロナウイルス感染症対策として本年度国民健康保険から支給しております傷病手当金について, これまでの平均支給額の3人分を今後の必要見込み額として計上するものです。

その二つ下になります, 保険給付費等交付金償還金です。

令和2年度特健康診査等にかかる国庫負担金及び県負担金の返還金です。

国庫, 県とも同額となっております。補助率は3分の1ずつです。

説明は以上になります。

○石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別にならないようですので採決いたします。

議案第8号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 令和3年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは69ページをお開きください。

議案第9号 令和3年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億733万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億9,604万円としようとするものでございます。

72ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。

来年度当初から契約が必要なものにつきまして記載の通り、設定をさせていただいております。

まず福祉部の所管でございますが、一番上の納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約、その下の介護事業所台帳管理システム保守業務委託契約、4つ飛びまして、包括的支援事業相談等業務委託契約、そこから4つ下の介護給付費適正化支援総合システム保守業務委託契約までの合計6案件が福祉部所管でございます。

○岡田健康づくり推進部長

上から3番目、介護予防講座にかかる業務委託契約から4つ下の健幸マイレージシステム利用契約まで、下から3つ目の在宅医療連携相談室運營業務委託契約とその2つ下までになります。こちら7件が健康づくり推進部所管の委託契約になっております。

○清宮福祉部長

続いて74、75ページをお開きください。歳入になります。

75ページの一番上になります。

介護給付費現年度分でございます。

これは、介護給付費の歳出補正予算要求に伴う国庫負担金法定割合分の計上でございます。

次の枠になります。

普通調整交付金でございます。

これは、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業支援の歳出補正予算要求に伴う普通調整交付金法定割合分の計上でございます。

○岡田健康づくり推進部長

その下になります。

国庫補助金の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。

関連がありますので、その2つ下、支払基金交付金の地域支援事業支援交付金現年度分、その2つ下の県補助金の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分、またその2つ下になります。

地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金、こちらは歳出の介護予防生活支援サービス事業費の第1号事業支援費の補正に伴いまして、国、支払基金、県、市のそれぞれの負担分の増額分となっております。

○清宮福祉部長

上から3つ目の枠の中になります。

一番上の介護給付費現年度分でございます。

これは、介護給付費の歳出補正予算要求に伴う、支払基金交付金法定割合分の計上でございます。

その下の枠の同じ内容の介護給付費現年度分ですが、こちらにつきましては、県負担金の法定割合分の計上でございます。

下から2番目の枠になります。

一番上の介護給付費繰入金でございます。

これは介護給付金繰入金でございます。

これは、介護給付費の歳出補正予算要件に伴う市費法定割合分の計上でございます。

一つ飛びまして、その他一般会計繰入金でございます。

一般会計の歳出介護保険事業特別会計繰出金のうち、過誤納還付金分の特別会計での受け入れ項目でございます。

一番下の枠になります。

介護保険支払準備基金繰入金でございます。

これは、介護給付費の歳出補正に伴う第1号被保険者保険料の法定負担分の不足分を介護保険支払い準備基金から繰り入れるための補正でございます。

次の76、77ページをお願いいたします。歳出になります。

77ページの一番上、居宅介護サービス給付費でございます。

訪問系のサービス、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ通所系のサービス、デイサービスやデイケア短期入所サービス等に係る、要介護1から5の対象者利用に伴う給付費の利用者に利用増による不足見込み分になります。

次の施設介護サービス給付費でございます。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療費に係る、要介護1から5の利用者に対する給付費の利用増による不足見込み分になります。

次の居宅介護サービス計画給付費でございます。

ケアプラン作成にかかる要介護1から5の利用者に対する給付費の利用増による不足

見込みになります。

次の枠になります。介護予防サービス給付費でございます。

介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導等に係る要支援1、2の利用者に対する給付費の利用増による不足見込み分でございます。

その下の介護予防サービス計画給付費でございます。

介護予防ケアプラン作成にかかる要支援1、2の利用者に対する給付費の利用増による不足見込み分でございます。

次の枠になります。下から2番目の枠です。

高額医療合算介護サービス費でございます。

これは要介護1から5の医療と介護の1年分の利用者負担額の合計が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付するものでその不足分でございます。

○岡田健康づくり推進部長

その下、第1号事業支給費です。

総合事業に係る訪問型及び通所型サービスの利用に係る給付及び限度額以上の自己負担に対して超過分還付のための経費となります。

実績により見込み額を算出したしまして増額計上しております。

○清宮福祉部長

次の78、79ページをお開きください。

79ページの上の枠になります。

介護保険支払準備基金費でございます。

積立金は第1号被保険者介護保険料の余剰積み立てでございます。

今回、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業支援事業費の増額補正に伴い、第1号被保険者介護保険料の余剰が減少するためのものがございます。

2番目の枠でございます。

第1号被保険者保険料還付金でございます。

令和2年度以前に納付されました、第1号被保険者介護保険料の還付分でその不足見込み分でございます。

説明は以上でございます。

○石嶋委員長

12時になりましたが、このまま続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 令和3年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号）について執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

○清宮福祉部長

それでは、83ページをお開きください。

議案第10号 令和3年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万9,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,594万9,000円としようとするものでございます。

84ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。

児童療育施設清掃業務委託契約でございますが、令和4年度から運営予定としております、つぼみ園新施設の清掃業務委託を計上したものでございます。

86, 87ページをお開きください。

87ページの一番上の枠です。歳入になります。

障がい児通所支援事業費繰入金でございます。

これは、次に説明いたします歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。

2番目の枠になります。

ここからは歳出でございます。

障がい児支援サービス施設管理費の委託料でございますが、つぼみ園の整備時期の遅れに伴い、不要となりました施設清掃や施設警備費の減額でございます。

一番下の枠になります。

障がい児通所支援事業でございます。

この使用料及び賃借料につきましては、4月から導入予定の療育予約システムの経費増額分でございます。

説明は以上でございます。

○石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11条 令和3年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

それでは議案の別冊2の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ636万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,676万9,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第2表債務負担行為です。

2件の債務負担行為の限度額を設定しております。

いずれも、令和4年度当初から履行するため、令和3年度中の契約が必要なために限度額を設定するものです。

4, 5ページをご覧ください。

歳入です。

款, 3繰入金, 後期高齢者医療事務費等繰入金は後期高齢者医療制度に従事する職員の給与費等の繰入のほか, 後期高齢者医療広域連合納付金の歳出の減額分, 後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の歳入増に伴う減額分, 令和2年度後期高齢者医療広域連合納付金精算金の歳入に伴う減額分, こちらの合計額を一般会計から繰り入れるものです。

その下, 保険基盤安定繰入金は, 低所得者への保険料の軽減措置に対し, 県が4分の3, 市が4分の1を負担したものが一般会計から繰り入れられるもので, 交付額の確定による増額となります。

その下, 款, 5諸収入, 1団体支出金です。

後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は, 茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託により市が実施している高齢者健診において, 新たに検診項目として貧血, 心電図, 眼底等を追加したことにより, 当該事業に対する広域連合からの委託料が追加されるものでございます。

その下, 後期高齢者医療広域連合納付金精算金は県の後期高齢者医療広域連合納付金の精算による市への返還金です。

内訳は, 令和2年度後期高齢者医療保険料等負担金精算による返還分が28万2,800円, 令和2年度後期高齢者医療療養医療療養給付費負担金精算による返還分が2,281万6,385円となっております。

6, 7ページをご覧ください。

歳出です。

人件費につきましては, 職員手当等の執行状況による補正ですので個別の説明は割愛させていただきます。

2つ下になります後期高齢者医療広域連合納付金です。
後期高齢者医療事務費納付金は納付額の確定による減額です。
後期高齢者医療保険料等納付金は保険基盤安定分の確定による増額です。
説明は以上です。

○石嶋委員長

執行部から説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

○石嶋委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号））の所管事項について執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

○岡田健康づくり推進部長

それでは議案の別冊2、33ページをご覧ください。

5,153万7,000円の追加補正のうち所管部分の説明をいたします。

36,37ページをご覧ください。

4つ目の箱になります。

歳出の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費です。

コロナウイルス感染者のうち、自宅療養者への食料支援並びに妊婦と内部障害のある方へのインフルエンザ予防接種費用の助成、この2点についての予算を計上しております。

自宅療養者への食料支援につきましては、市内に住所を有する方で新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定された方のうち、自宅療養を選択した方及び保健所から濃厚接触者と判断された同居の家族で自力での食料品等の確保が困難な方を対象に7日分の保存食等を自宅に届ける事業でございます。

次のインフルエンザ予防接種費用の助成につきましては、インフルエンザウイルスに感染した場合に重症化する危険性が高いとされる妊婦と内部障害のある方に対し、2,500円を限度として予防接種費用を助成する事業です。いずれも、早急に予算を確保し準備を進め、実施する必要があったことから専決処分で予算を計上し、今回報告するものでございます。

説明は以上です。

○石嶋委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

○金剛寺委員

自宅療養者支援制度について一点お聞きします。

制度を作ったときには、市として自宅療養者が誰かはわからないという事で作られておりますが、今回県の方から自宅療養者については情報開示がされることになり、その関係でこの制度そのものに活用していく予定があるのかとこの制度を今まで実施した方がいるかお聞きします。

○石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

○岡澤健康増進課長

はじめに、自宅療養者支援の情報開示についてですが、この支援につきましては、療養期間中における自力での食料品等の確保が困難な方に対する無償配送サービスであり、11月から開始しているところですが、支援を希望する方の手上げ方式による申請としておりますので、支援実施のための茨城県からの情報提供は今のところ受けておりません。

今後、再び感染が拡大し自宅療養者の数が増えるような事態になった際に当該療養者の情報提供を茨城県から受けることで、病気や障がいをお持ちの方が自宅療養を行う際の生活サポートを含め、より幅広く積極的な支援が行えるものと考えております。

また、実績に関しましては、11月25日現在で1件の申請を受け、配送を行ったところです。この1例につきましては、竜ヶ崎保健所が龍ヶ崎市のサービスを紹介して下さったことで、スムーズに申請につながったケースでございます。

○石嶋委員長

他ありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

質問というか意見としてやらせていただければと思います。

今、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で自宅療養の方に対する支援を実際に1件実施されたということでありましたが、本当に困った人に対する支援ですので、やはりスピードが重要というところで、専決処分ですること疑問もなく大変評価しているところです。むしろ実際には、これが企画されたころはおそらくコロナもひどい状態だったということもありますが、議会に対しては9月29日に全員協議会の通知があり、その1週間後に全員協議会で説明を聞いて特に反対意見もなく、そのあと専決されたという経緯があるんですが、明らかに本当に困ってる人への支援ですので、スピードが大事というものであれば全員協議会まで開かなくても、もっと早く専決でやってもらっていいのかなと、所管を超えて全体に対して、市長に対してというか専決処分のあり方について、意見として言わせていただいているんですが、そういう意味では特にコロナとか緊急時の事に関しては議会に対しても事後報告で構わないと思うので。

本当に時間的余裕がないのが明らかということで緊急であるものはどんどんやっても
らいたいなど。ただ、市独自の政策的な取組で明らかに緊急を要するかがグレーという
か、疑問があるようなところに関しては全員協議会を開く余裕があるのであれば臨時会
なり議会を招集してやってもらうのが筋なのかなと思いますので、専決処分のあり方と
いうところで意見として言わせていただきました。

○石嶋委員長

他はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。